

校 長	教 頭	教務主任	学年主任	養護教諭	担 任

※この書類は学校感染症出席停止の手続きに必要となりますので、必ず保護者が記入し、医師から登校許可の下りた日に提出してください。

山梨県立塩山高等学校長 様

学校感染症に関連した出席停止措置願い

年 組 番 生徒氏名

①疾患名

--

②出席停止期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

③医療機関受診について

受診日：令和 年 月 日 () 医療機関名： 受診結果と医師からの指示：

④療養の経過（解熱日等）

※インフルエンザ：解熱日 () 月 () 日 () °C ※新型コロナウイルス：症状が軽快した日 () 月 () 日
--

令和 年 月 日 保護者氏名 印

保護者 様

県立塩山高等学校長

「学校感染症に関連した出席停止措置願い」の作成・提出に係る留意事項について

学校感染症に感染した場合は、学校に連絡の上、医師の指示に従い、自宅療養等をお願いします。登校時には以下の対応をよろしくお願いします。

「学校感染症に関連した出席停止措置願い」(以下、本書類という)を作成・提出する際の留意事項

○本書類を保護者の方がご記入ください。

○学校感染症に感染し、医療機関に受診したときの領収書等を本書類に必ず添付して担任へ提出してください。

○項目③は、詳しく記入してください。

○インフルエンザに感染した場合は、解熱日を必ず明記してください。

○新型コロナウイルスに感染した場合は、症状が軽快した日を明記してください。
（「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。）

○医師から登校許可の下りた日に本書類が提出されたことにより、登校許可とします。

※高校生に多い、主な学校感染症と出席停止の基準

インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで
新型コロナウイルス	発症後 5 日、かつ、症状が軽快した後 1 日が経過するまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで

